

J R 東 労 組 盛 岡

No, 27
2018年11月7日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 佐々木克之
編集人 情 宣 部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238-2239 FAX 033-2230

不当労働行為がない職場にしていく事を確認！

盛地申1号議論終了

盛地申1号では、多くの脱退者が生み出された現実の中、組合員が不安に感じていた事を、会社にぶつけてきました。そして「確認メモを遵守し、今後も労使議論を行っていく」「不当労働行為はない。組合所属や組合役員で差別も区別もない」「防犯カメラでの社員監視はない」など不安を解消できる内容を支社から引き出す事が出来ました。

議論内容※一部を抜粋

組
合

職場から聞いている事象を一部紹介したい。設備職場で「勤務時間中に会議室に呼ばれて現場長からなぜ組合に残っているのか。」と言われた事象。「辞めたくない理由はなんだ」「組合は会社に反対する人だ」「昇進に関わるぞ」と言われた事象。営業職場では「組合は辞めたか」と聞かれて、その後「このことは絶対誰にも言うなよ」と言われた事象。検修職場では「いつまで役員をやる気だ」「いい加減考えろ」「将来のために組合辞めろ」「何月何日までに結論を出して俺に教えろ」と言われた事象。勤務時間中もあるし、言ったことを隠蔽するような事象もある。賃金控除停止依頼書を直接手渡せた事象もある。いつ、誰が、どこで、誰に、どのように言ったかすべて把握している。このような事象に対してどのように考えているのか。

社員に誤解を招くような事はあってはならない。コミュニケーション不足で思いが伝わらなかったとすれば、管理者として改めて指導していかなくてはならない。プライベートでも仕事中でもコンプライアンスの観点は一緒である。

会
社

不当労働行為と思われる事象に対し、職場から具体的に声を掴む事で、大きな前進を確認する事ができました。

会社からも「管理者の皆さんへ」という文章が 発行されたようです

「管理者の皆さんへ」という文書が10月19日付で人事部長名で会社から発出されたようです。実際に文書を見た組合員から概略として、①大宮地本から、「脱退強要」、「組合差別」等を指摘した申し入れが提出されるという事態が生じた。このような事態は、会社がこれまで不当労働行為を行わないように厳しく注意・指導をしてきた経緯を踏まえれば、誠に遺憾②全社において、このような指摘がされないよう、十分に配慮されることを強く要請する③職場において、不当労働行為と評価されるような事実が確認された場合には、コンプライアンス上の観点から、会社の責任が問われ、会社として関係者の責任を問わざるを得ない ※JR 東労組情宣部発行「緑の風 FAX 版 NO. 50」から引用

組織強化のたたかいを力強く前進させよう！！